

令和3年度

えりも町教育委員会の管理事務の執行
状況に係る点検及び評価について

答申書



令和4年2月

えりも町教育行政評価委員会議

答 申

えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検 及び評価について

令和4年2月24日

えりも町教育委員会教育長 川上松美様

えりも町教育行政評価委員 藤井祐二
えりも町教育行政評価委員 神林邦仁子
えりも町教育行政評価委員 中田実千代

令和3年5月11日付をもって、えりも町教育委員会より諮問のあった「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価」については、事務局職員による内部評価、学校関係者及び社会教育委員等による関係者評価を基に、評価委員が各々の評価状況を検証し、慎重な審議を重ね本答申としてまとめました。

本答申では、内部・関係者評価で示された内容を基本的に尊重することとしましたが、今後の教育施策の立案及び実践に当たっては、本答申において示された分析結果や評価内容を考慮され、各関係機関との連携を強化するなど、より具体的で柔軟な取組を期待します。

内容については、年度始めの教育行政執行方針の具体的な方策に基づいて評価したものであり、学校教育については、「チームえりも」で一丸となって進めた成果が至るところにみられます。特に、基礎学力向上では、家庭学習が当町の最大の課題であることから、今後、さらに家庭への働きかけを工夫し、理解と協力のもとで進めることが必要であります。

また、社会教育については、事業の工夫がされておりましたが、学校を意識した「えりも型地域学校」へのかかわりが今後求められるところです。

一方では、事務局業務については、業務姿勢や接遇など、職員が意識していることがうかがわれます。特に、社会教育施設では、既存を生かした事業展開、町民へのサービスが大切と思います。

最後は、令和4年度は本答申書を踏まえて、「チームえりも」として、学校・社会教育が一層、充実し、えりもの教育が「えりもの子はえりもで育てる」の合言葉で進められることを強く期待して、令和3年度教育行政評価の答申といたします。

えりも町教育行政評価の概要について

1 教育行政評価制度の経緯

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、次の事項が規定されました。

⇒ 教育委員会においては、毎年、教育委員会の事務の管理執行状況について、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図って点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこと

また、具体的な点検評価の項目等については、各教育委員会が独自の判断で決定することとなります。

当教育委員会では、平成24年度まで教育委員会事務局職員による内部評価を行い、議会に報告書を提出し、町ホームページで公表しておりましたが、25年度からは、一層、評価の充実を図るため、関係者評価及び評価委員の方々による外部評価を加えて実施しております。

※参考①

えりも町教育行政評価委員設置条例（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育行政評価について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

（定数）

第2条 評価委員の定数は、3名以内とする。

（選考及び委嘱）

第3条 評価委員は、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が候補者を選考し委嘱する。

（任期）

第4条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解雇)

第5条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解雇することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

～以下、略

※参考②

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則（抜粋）

(目的)

第1条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例第6条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第3条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第4条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。

～以下、略

2 えりも町教育委員会の点検・評価の目的及び評価方法

(1) 目的

えりも町教育委員会は、法の趣旨に則り、各学校評価や事務事業の執行状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ろうとするものです。

(2) 評価方法（評価項目の設定）

- ア 学校評価については、教育行政執行方針に基づく令和3年度の取組、その他重要と思われる内容
- イ 教育委員会事務局の評価については、教育行政執行方針や各課分掌事務等に基づく業務内容

(3) 点検・評価の手順

ア 内部評価

各担当課において、その所管する評価項目について事業調書を作成し、内部評価を実施しました。

イ 学校関係者・社会教育関係者評価（関係者評価）

各学校、社会教育関係者による点検・評価を行いました。

※学校関係者 ⇒ 小・中・高の校長

※社会教育関係者 ⇒ 社会教育委員、スポーツ推進委員

ウ 評価委員評価（外部評価）

内部評価及び関係者評価（学校関係者・社会教育関係者）でまとめられた各評価項目についての最終評価を行いました。

(4) 評価項目

ア 教育委員会評価(1)

学校教育の推進（評価者：学校関係者）

イ 教育委員会評価(2)

社会教育の推進（評価者：社会教育関係者）

ウ 教育委員会評価(3)

事務局業務の推進（評価者：事務局職員）

(5) 評価点（5段階評価）

5（十分である）

4（概ね十分である）

3（どちらともいえない）

2（やや十分といえない）

1（十分でない）

基 础 資 料

□ 内部・関係者評価の現状

□ 教育行政評価（1）.

■ 学校教育関係者

□ 教育行政評価（2）

■ 社会教育関係者

□ 教育行政評価（3）

■ 事務局職員

教育行政評価(1) 教育行政執行方針の学校教育の推進

No. 1

評価項目は、I 学校教育の推進の35項目

評価者は、各校長(6名)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	1	経営の基盤(8つの危機管理)を見据えて経営に当たることができたか		4.0
I	2	3つの授業改善策と主体的・対話的で深い学びの授業の改善(未来えりも学)を図ることができたか		4.0
I	3	ICT環境の工夫を図ることができたか		4.2
I	4	学校と家庭が結び付く学習サポート(未来えりも学)を進めることができたか		3.5
I	5	教科間の関連や保護者、地域と連携した道徳を進めることができたか		3.2
I	6	いじめアンケート調査の認知と教育相談・日常観察の徹底を図ることができたか		4.5
I	7	小・中・高「いじめ根絶標語」(未来えりも学)や「生活リズムチェック」の推進を図ることができたか		4.0
I	8	携帯・スマホ等の情報機器管理と薬物乱用防止教室を進めることができたか		3.8
I	9	学校プールの有効活用(未来えりも学)を図ることができたか		4.5
I	10	地域と連携した防災教育(未来えりも学)を進めることができたか		4.2
I	11	フッ化物洗口等の虫歯予防策(未来えりも学)を継続して進めることができたか		4.3
I	12	新体力テストの全学年実施と方策を進めることができたか		4.5
I	13	個別の教育支援計画・指導計画の作成と実行を図ることができたか		4.2
I	14	不登校等の長期欠席者へのきめ細かな対応を図ることができたか		4.2
I	15	スクールカウンセラーなど専門機関等との連携を図ることができたか		4.5

教育行政評価(1)

No. 2

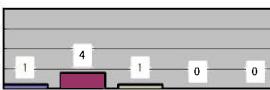
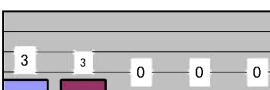
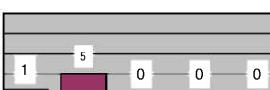
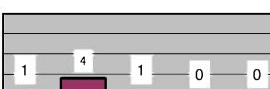
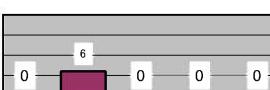
評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	16	スタートカリキュラムを作成することができたか		4.3
I	17	幼保と小の経営・指導交流を図ることができたか		3.7
I	18	幼児と小学生の交流を図ることができたか		4.0
I	19	多様な教育課程の編成・実施(未来えりも学)を進めることができたか		3.7
I	20	英語検定や進学模試、商業検定の推奨を図ることができたか		4.0
I	21	きめ細かな生徒指導と家庭との連携を図ることができたか		3.7
I	22	ふるさとのよさを実感する探究型学習(未来えりも学)を進めることができたか		3.7
I	23	自国と他国の文化等を理解する海外研修(未来えりも学)を実施することができたか		#####
I	24	「中高一貫教育講師」等の乗り入れ授業を進めることができた		3.3
I	25	中高生が互いに学び合う部活動を進めることができたか		3.5
I	26	小中高の連携を図るいじめ・不登校対策を進めることができたか		3.5
I	27	猿留山道や昆布等の自然や地場産業を生かした総合的な学習(未来えりも学)を進めることができたか		3.8
I	28	英語・漢字・数学検定の推奨(未来えりも学)を進めることができたか		4.2
I	29	小学6年生・中学生への高校3年生進路講話(未来えりも学)を行うことができたか		4.0
I	30	「百人浜に学ぶ」植樹・剪定等の体験活動を行うことができたか		3.5

教育行政評価(1)

No. 3

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
I	31	自校の状況を踏まえた「働き方改革」を進めることができたか		4.0
I	32	服務規律「KTSの誓い」等の徹底を図ることができたか		4.5
I	33	教職員の健康管理を図ることができたか		4.2
I	34	「えりも型地域学校」を推進することができたか		4.0
I	35	学校運営協議会の充実を図ることができたか		4.0
I	36	地域学校サポート本部の推進を図ることができたか		3.7

教育行政評価(2) 教育行政執行方針の社会教育の推進

No. 1

評価項目は、II 社会教育の推進の13項目

評価者は、社会教育委員(No.1~10) 9名、スポーツ推進委員(No.11~13) 5名

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
II	1	地域人材の提供(地域学校サポート本部)を図ることができたか		4.1
II	2	えりも型地域学校(未来えりも学)の充実ができたか		3.9
II	3	各種団体・サークル活動の支援をすることができたか		3.9
II	4	鑑賞事業等の工夫を図ることができたか		4.7
II	5	放課後児童クラブにおける利用児童の安全・安心を提供できたか		3.9
II	6	放課後児童クラブにおける学び(家庭学習)の時間などを含めた 節度ある生活ができたか		3.8
II	7	町民と共同での自然調査・体験事業への支援を進めることができたか		3.9
II	8	町指定無形文化財「駒踊り」「襟裳神楽」の支援を図ることができたか		4.3
II	9	図書室においては児童書等の充実ができたか		4.0
II	10	文化図書の環境整備を図ることができたか		4.0
II	11	学校プールの町民利用を進めることができたか		3.8
II	12	スポーツ教室や百人浜町民マラソン(未え学)の実施を図ることができたか		4.0
II	13	体育関係団体と連携ができたか		4.0

教育行政評価(3) 職員の事務局業務

No. 1

評価項目 Ⅲ事務局業務の推進の61項目

評価者は、共通(No.1～5)17名、学校教育課業務(No.6～30)・社会教育課業務(No.31～52)15名、えりも高校学務係業務(No.53～61)3名(うち1名は、共通(No.1～5)と重複)

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

項目	No.	評価項目	グラフ	平均
III	1	業務は、相手意識に立ち、丁寧に対応することができたか		3.9
III	2	事業等の実施に当たっては、早めの計画、レクチャー等、積極的な姿勢で進めることができたか		3.5
III	3	心のこもった挨拶と服装、言葉遣い、電話対応等の接遇ができたか		3.9
III	4	夜間業務は20時以降の業務なしを守ることができたか		3.6
III	5	コロナ対策として、検温、消毒、マスク着用など感染防止対策に努めることができたか		4.3
I	6	教育委員会会議の案内、議案書、会議録等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	7	学校職員の管理職試験、異動希望調書等の人事に関する業務を適切に事務処理することができたか		3.7
I	8	学校職員の争議行為、交通違反等処分、健康診断等のサービス、福利厚生及び保健に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	9	学校職員の配分旅費事務に関する旅費の執行等を迅速、適切に行うことができたか		3.7
I	10	学校教育関係に係る叙勲事務等の業務を適切に行うことができたか		3.7
I	11	学校施設、教員住宅の建設・管理の業務を適切に行うことができたか		3.7
I	12	文書の収受及び発想に関する業務を迅速に行うことができたか		3.9
I	13	学校管理係の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.0
I	14	新入学児童事務、就学指導委員会事務等の学級編成、学齢者の就学及び転学業務を適切に行うことができたか		3.8
I	15	学校訪問、教育課程編成、時数集計事務等の学校訪問・教育課程の実施に関する業務を適切に行うことができたか		3.7

教育行政評価(3)

No. 2

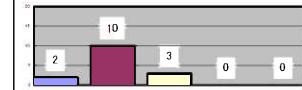
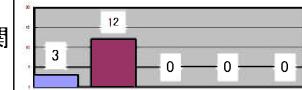
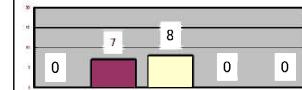
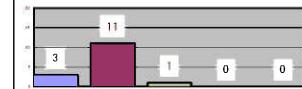
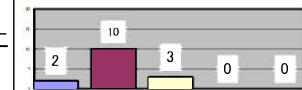
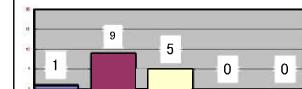
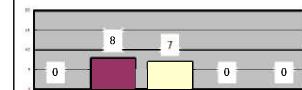
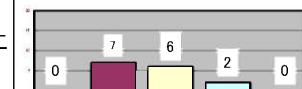
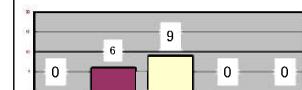
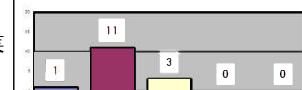
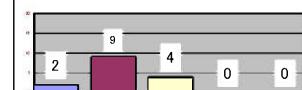
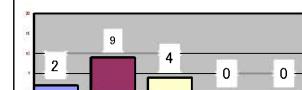
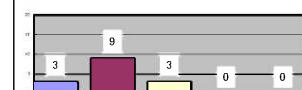
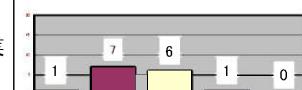
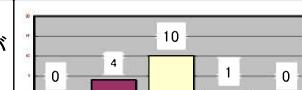
評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
I	16	教科書採択事務、教材・理科備品購入事務等の教科書及び教育用備品に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	17	要保護・準要保護事務、特別支援教育支援員等の教育扶助及び就学援助に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	18	学校検診事務、フッ化物洗口事務等の児童生徒の保健衛生に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	19	学級閉鎖、災害共済給付金事務等の児童生徒の安全対策に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	20	生徒指導連絡協議会事務、重大事故報告事務等の児童生徒の指導及び非行防止対策・措置に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	21	学校給食の施設管理・営繕、清掃業務委託等の安全対策、衛生管理に関する業務を適切に行うことができたか		3.8
I	22	外国語指導助手の各種研修派遣、業務日程管理、賃金支出等に関する業務を適切に行うことができたか		3.8
I	23	学校教育係の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		3.8
I	24	学校職員の勤務評定事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.6
I	25	関係機関・団体の対応、学校評議員事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	26	教職員辞令交付式、令達会議に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
I	27	教育向上推進委員会事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.6
I	28	振興奨励補助金事務に関する業務を適切に行うことができたか		3.8
I	29	教育長動向調整に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
I	30	他課・係との調整に関する業務を適切に行うことができたか		3.7

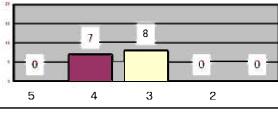
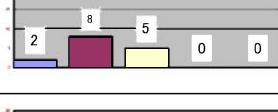
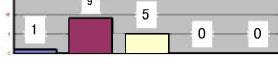
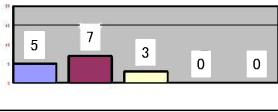
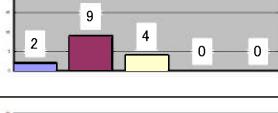
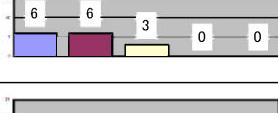
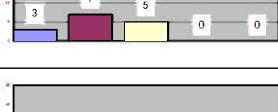
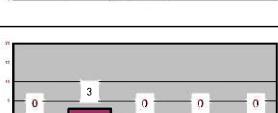
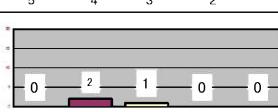
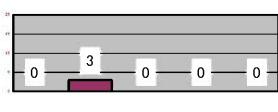
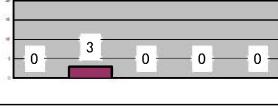
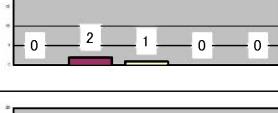
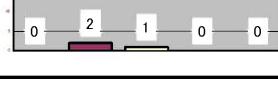
教育行政評価(3)

No. 3

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
II	31	社会教育委員の任免、委員会議等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
II	32	小中学校巡回小劇場公演業務、文化祭開催、文芸誌発行等に関する文化協会の業務を適切に行うことができたか		4.2
II	33	日高管内社会教育職員研究協議会及び研修関係等に関する業務を適切に行うことができたか		3.5
II	34	社会教育係の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		4.1
II	35	青少年健全育成会の各種会議、体験活動事業、育成会運営等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
II	36	青年団体連盟に関する各種会議、事業等の業務を適切に行うことができたか		3.7
II	37	青少年及び団体の表彰に関する業務を適切に行うことができたか		3.5
II	38	「放課後児童クラブ」に関する管理・運営、経理等の業務を適切に行うことができたか		3.3
II	39	福祉センターロビーを活用して文化交流並びに文化情報の公開に関する業務を推進することができたか		3.4
II	40	図書館の開設、活動の企画・運営、資料整理・管理等に関する業務を適切に行うことができたか		3.9
II	41	移動図書館巡回文庫、読書啓発活動等に関する読書活動推進の業務を適切に行うことができたか		3.9
II	42	図書館の研修関係や経理事務の業務を迅速、適切に行うことができたか		3.9
II	43	福祉センターの管理・運営、経理事務等の業務を適切に行うことができたか		4.0
II	44	文化財の保護、文化財審議委員の任免、会議の開催に関する業務を適切に行うことができたか		3.5
II	45	郷土資料の収集、保存、研究等に関する業務を適切に行うことができたか		3.2

評価 5:十分である。4:概ね十分である。3:どちらとも言えない。2:やや十分といえない。1:十分でない。

要因	No.	評価項目	グラフ	平均
II	46	町郷土芸能・えりも駒踊り・襟裳神楽保存会等の郷土芸能の伝承及び育成に関する業務を適切に行うことができたか		3.5
II	47	スポーツ推進委員・地区スポーツ指導員の任免、会議等の業務を適切に行うことができたか		3.8
II	48	町体育協会、スポーツ少年団本部等の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及並びに指導援助に関する業務を適切に行うことができたか		3.7
II	49	スポーツ公園、町民体育館等の運営・管理、安全対策等の業務を適切に行うことができたか		4.1
II	50	体育施設の有効利用に関する業務を推進することができたか		3.9
II	51	スクールバス運行等に関する車両業務の調整、運行を迅速に行うことができたか		4.2
II	52	車両に関する予算、修理等の執行を円滑に行うことができたか		3.9
IV	53	高等学校教職員の赴任・転出等に係る人事関係書類の作成及び学校管理係等への引継ぎを迅速、適切に行うことができたか		3.3
IV	54	高等学校教職員の毎月の給料及び期末手当等に係る書類等を町庶務係へ迅速、適切に提出することができたか		3.3
IV	55	高等学校施設、高等学校教員住宅の修繕等の管理業務を適切に行うことができたか		3.7
IV	56	高等学校の文書の收受及び発送に関する業務を迅速に行うことができたか		4.0
IV	57	学務係の経理事務に関する業務を迅速、適切に行うことができたか		3.7
IV	58	高等学校の振興奨励補助金(中高一貫推進委員会・高体連体育活動等)に関する業務を適切に行うことができたか		4.0
IV	59	検定・模擬試験等の受験料等の補助金(1/2)及び海外研修旅行に係る助成金事務を適切に行うことができたか		4.0
IV	60	高等学校授業料、高等学校等就学支援金及び北海道公立高校生奨学給付金に係る事務を適切に行うことができたか		3.7
IV	61	PTA諸納金に係る各会計の経理事務を適切に行うことができたか		3.7

現 状 分 析

- 内部・関係者評価の現状分析
- 教育行政評価（1）
 - 学校教育の推進
- 教育行政評価（2）
 - 社会教育の推進
- 教育行政評価（3）
 - 事務局業務の推進

令和3年度 教育行政評価（1） 学校教育

I 学校教育の推進 ※評価者は各学校長

No.	分析	成果と課題
学校教育関係者	<p>○高い評価（4.0以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ・8つの危機管理を見据えた経営（4.0） 2 ・深い学びの授業の改善（4.0） 3 ・I C T 環境の工夫（4.2） 6 ・いじめ調査の認知と教育相談等の徹底（4.5） 7 ・いじめ根絶標語等の推進（4.0） 9 ・学校プールの有効活用（4.5） 10 ・地域と連携した防災教育の実施（4.2） 11 ・虫歯予防策の継続（4.3） 12 ・新体力テストの全学年の実施（4.5） 13 ・個別の教育支援・指導計画の実行（4.2） 14 ・不登校等のきめ細かな対応（4.2） 15 ・専門機関との連携（4.5） 16 ・スタートカリキュラムの作成（4.3） 18 ・幼児と小学生の交流（4.0） 20 ・英語検定や進学模試等の推奨（4.0） 28 ・各種検定の推奨（4.2） 29 ・進路講話の実施（4.0） 31 ・働き方改革の実施（4.0） 32 ・「K T S の誓い」等の徹底（4.5） 33 ・教職員の健康管理（4.2） 34 ・えりも型地域学校の推進（4.0） 35 ・学校運営協議会の充実（4.0） 	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍の中での事業開催について、評価を得ていると考えられる。 ・35項目中22項目が4.0以上の高い評価である。 ・新設された「学校プールの有効活用」は、4.5の高い評価を得られた。 ・スクールカウンセラーとの連携を図るなど、児童生徒の課題解決に努めている。（4.5）
	<p>○低い評価（3.5未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 ・保護者・地域と連携した道徳（3.2） 24 ・「中高一貫教育講師」による乗り入れ授業の実施（3.3） 	<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育において、教科の横断や保護者や地域と連携させる工夫が必要である。 ・中高一貫教育講師の乗り入れ授業について、広く理解されるような広報活動が必要である。
	<p>○評価幅の大きい項目（4段階）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 ・深い学びの授業の改善（4.0） 	<p>○評価幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善への取組の最中であり、各学校の評価の差が見られる。

教育行政評価（2）社会教育

II 社会教育の推進 ※評価者は社会教育委員(1-10)、スポーツ推進委員(11-13)

No.	分析	成果と課題
社会教育関係者	<p>○高い評価 (4.0以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ・地域人材の提供 (4.1) 4 ・鑑賞事業などの工夫 (4.7) 8 ・郷土芸能保存会への支援 (4.3) 10 ・図書室 児童書等の充実 (4.0) 11 ・文化図書の環境整備 (4.0) 12 ・スポーツ教室等の実施 (4.0) 13 ・体育関係団体との連携 (4.0) <p>○低い評価 (3.5未満) なし</p>	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍の中での事業開催について、評価を得ていると考えられる。

教育行政評価（3） 事務局業務

III 事務局業務の推進 ※評価者は事務局員

No.	分析	成果と課題
	<p>◆共通</p> <p>○高い評価（4.0以上） ・感染予防対策の実施（4.3）</p> <p>○低い評価（3.5未満） ・なし</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階） ・夜間業務20時以降の業務なし（3.6）</p>	<p>○成果 ・コロナ禍のなかで、引き続き、感染予防対策が徹底されている。 ・共通の5項目は、職員全体で心掛けることが身に付いてきている。</p> <p>○評価幅 ・夜間業務は職員によって異なる。</p>
職員	<p>◆学校教育（高校学務係を含む。）</p> <p>○高い評価（4.0以上） 13 ・学校管理係の経理事務の迅速化（4.0） 56 ・高校の文書収受及び発送の迅速化（4.0） 58 ・高校の振興奨励補助金（4.0） 59 ・高校の検定・模擬試験等の補助金（4.0）</p> <p>○低い評価（3.5未満） 53 ・高校教員の人事書類等の引継ぎ（3.3） 54 ・高校教員の給料等の書類の提出（3.3）</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階） ・なし</p>	<p>○成果 ・全体的に評定が4前後となっている。</p> <p>○課題 ・高校教員の人事関係書類の引継ぎ及び給料等の書類を適切かつ迅速に処理することが必要である。</p>
	<p>◆社会教育</p> <p>○高い評価（4.0以上） 32 ・小中校巡回小劇場文化祭等業務（4.2） 34 ・社会教育関係経理事務等（4.1） 39 ・福祉センター管理運営経理事務（4.0） 49 ・スポーツ公園体育館の運営管理（4.1） 51 ・スクールバス業務の調整、運行（4.2）</p> <p>○低い評価（3.5未満） 38 ・放課後児童クラブ管理運営業務（3.3） 39 ・福祉センターロビーの活用（3.4） 45 ・郷土資料の収集保存研究業務（3.2）</p> <p>○評価幅の大きい項目（4段階） 38 ・放課後児童クラブ管理運営業務（3.3） 44 ・文化財保護、文化財審議会業務（3.5）</p>	<p>○成果 ・全体的に評定が4前後となっている。</p> <p>○課題 ・福祉センター及び郷土資料館の社会教育施設としての役割を再確認し取り組むことが必要である。 ・職員のみならず町民へ事業等の取組について、周知することが必要である。</p> <p>○評価幅 ・左記の項目について、評価の観点を示すなどして、より客観的な評価となるよう検討することが必要である。</p>

総括

□ 令和3年度 教育行政評価にかかる総括

■ 評価結果及び令和4年度の方向性等

令和3年度えりも町教育行政評価にかかる総括

えりも町教育委員会

1 評価結果

令和3年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症が終息に向かいいつつあったが、12月になってからオミクロン株という変異株が猛威を振るい、年度末を迎えることとなった。

このような状況の中で、学校教育、社会教育共に、感染防止予防を行ながら年度計画を進めてきた。心から感謝する。

① 学校教育については、令達会議で示した令和3年度教育行政執行方針が各学校において着実に実行されていたことが教育行政評価からうかがわれる。特に、いじめアンケートの取組、学校プールの有効活用、フッ化物洗口の実施、新体力テストの取組、スクールカウンセラーの活用、英語等の検定の推奨、KTSの誓いなどの服務規律の徹底など、これまで以上に多くの項目で高い評価が見られた。

このことは、当町が「チームえりも」を掲げて一丸となって進めた結果であり高く評価できる。

一方、学習の定着を図るための学習サポート(家庭学習等)や、地域と連携した道徳、幼保小の経営・指導交流など、一層、充実

を図らなければならない内容も明らかになった。

今後も、「えりもの子はえりもで育てる」を基本理念として、チームえりもで具体的な方策を推進し、わが町の教育を充実・発展していくことが求められる。

② 社会教育については、概ね評定全体が「4」前後となっている。

特に、鑑賞事業はコロナ禍の中で工夫し高い評価を得ている。

一方、平成31年度からスタートした「えりも型地域学校」では、地域学校サポート本部の業務や学校への積極的なかかわりについて充実していくことが求められる。

③ 事務局業務については、全体的に概ね「4」前後の評定となっている。特に、共通の業務姿勢や接遇は、職員の意識の高揚がうかがわれ、役場内の範となっている。

今後、一層、職員全体が業務に誇りをもって当たることを期待したい。

2 令和4年度の方向性

① 令和3年度の教育行政評価を踏まえ、令和4年度の教育行政執行方針に生かすこととする。

② 学校教育では、「えりも型地域学校の推進」と「情報通信機器の有効活用」が今後求められるが、「えりもの子はえりもで育て

る」上で学校が地域の力を糧にして進めていくこと、情報通信では、指導の不易と流行を踏まえて、流行に偏ることなく指導に生かすことが求められる。そのため、地域学校推進委員を柱にした地域学校推進委員会議の充実と学校運営協議会合同会議の推進を図るとともに、ＩＣＴ教育推進委員会の機能の活性化を図り、授業改善と地域連携を深め、えりもの教育の推進に当たっていくことが求められる。

- ③ 社会教育では、各種事業が地道に進められているが、えりもの風土や文化を踏まえて、町民が心身の健康を図る事業等の工夫・改善が求められる。
- ④ 事務局では、少ない人事配置ではあるが、前年度までの職務能率を見直したり、業務の精選と重点化を図るなどして、能率よく、そして、一層、意識を高くして業務の遂行に当たることを期待したい。

3 評価

例年、評定については評定尺度の共通理解を図りながら進めているが、学校教育、社会教育共に十分とは言えず、評定尺度の差が見られる。令和4年度評価に当たっては、改めて評定について全体の周知を図って進めることが大切である。

意 見

□ 教育行政評価委員の意見

- 学校教育、社会教育に係る評価項目
- 行政評価委員の意見

教育行政評価委員の意見

1 学校教育、社会教育に係る評価項目

※ 学校教育、社会教育に係る評価項目について、重要な項目や評価で気になる項目を1~3つまで番号で上げてください。

(1) 教育委員会評価 (1) : No1~36

- ・重 要 項 目： 4 (2人) ／ 1、2、6、13、19、21、26
- ・気になる項目： 8、21 (2人) ／ 5、19、24、31、36

(2) 教育委員会評価 (2) : No1~13

- ・重 要 項 目： 5 (3人) ／ 1、2、7、9、10、11
- ・気になる項目： 2、6 (2人) ／ 11、13

(3) 教育委員会評価 (3) : No1~61

- ・重 要 項 目： 1、2、17、19、21、27、30、38、39
- ・気になる項目： 2、4 (2人) ／ 1、38、39、45、50

2 教育行政評価委員の意見

(1) 学校教育、社会教育、事務局において、重要な項目、気になる項目を評価委員で検討した結果では、

① 学校教育については、特に「学習サポート」を2名が重要と挙げています。その他、経営の基盤の危機管理、授業改善、いじめ調査、個別の支援・指導計画、高校では多様な教育課程、生徒指導の家庭との連携、小中高が連携したいじめ・不登校対策が重要視されました。

（重要項目～4は2名、1、2、6、13、19、21、26）

気になる項目では、特にスマホ等、生徒指導の家庭との連携が挙げられます。

（気になる項目～8、21は2名、5、19、24、31、36）

② 社会教育については、特に、「放課後児童クラブ」を3名の委員が重要と挙げています。

（重要項目～5は3名、1、2、7、9、10、11）

気になる項目では、「えりも型地域学校」と「放課後児童クラブ」を挙げています。

また、「えりも型地域学校、放課後児童クラブ、学校プール」は、重要、気になる両方に挙げられています。

(気になる項目～2、6は3名、11、13)

③ 事務局業務については、重要では、9項目がそれぞれ挙げられています。特に、共通項目の相手意識と早めの計画・レクチャーは「働き方改革」の上からも注視し、心がけることを期待します。また、重要と気になる項目共に挙げられているものとして、相手意識、早めの計画・レクチャー、放課後児童クラブの運営、福祉センターロビー業務などがあり、今後もさらに、高い評価となるよう意識することを期待しています。

(重要項目～1、2、17、19、21、27、30、38、39)

(気になる項目～2、4は2名、1、38、39、45、50)

(2) 意見総括

今日、ＩＣＴの活用が叫ばれて当町でもスタートしていますが、教師の指導にとって、何よりも「対面での学び」が大切であることを忘れてはなりません。

また、基礎学力向上の取組では、教育向上推進委員会が柱となって取り組んでいることを高く評価します。

しかしながら、家庭学習の取組が大きな課題であります、えりも町の地場産業が水産等であることから、保護者の多忙さなど、子どもに寄り添う時間が難しい中で、それであっても子どもの成長に夢や目標を応援してほしいと考えます。

特に、学校教育では小中高の連携や学校と保護者の連携、学校と社会教育の連携について指導を続け、今まで以上に意識し質の高いものとなることを期待しています。

資料編

- 詐問文
- えりも町教育行政評価委員設置条例
- えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則
- 教育行政評価委員名簿

えりも町教育行政評価委員 様

次の事項について、別記理由書を添えて諮問します。

「えりも町教育委員会の管理事務の執行状況に係る点検及び評価について」

令和3年5月11日

えりも町教育委員会

教育長 川 上 松 美

(諮問の理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

当教育委員会では、平成25年度から学校教育関係者、社会教育関係者及び学識経験者を有する評価委員の方々による外部評価を実施しており、本年度も同様に行いたいと考えております。

さて、教育を取り巻く現在の社会環境は、少子化、情報化、国際化へと変貌を遂げており、教育委員会が果たす役割も、これらの諸課題に対応した明確な取組となるよう求められているところです。

加えて、昨今、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対策については、「3つの密」を避ける「新しい生活様式」を導入し、感染のリスクを可能な限り低減しながら教育活動を進めていかねばなりません。

つきましては、こうした社会情勢を鑑み、当町の教育課題の現状分析を進め、課題解決のための具体的方策につながる取組となるよう、えりも町教育委員会の管理する事務執行状況について点検及び評価を賜りますよう諮問いたします。

○えりも町教育行政評価委員設置条例

平成 25 年 3 月 19 日条例第 11 号

改正

平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号

えりも町教育行政評価委員設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、教育行政評価（同条第 1 項に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことをいう。）について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的とし、えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

(定数)

第 2 条 評価委員の定数は、3 名以内とする。

(選考及び委嘱)

第 3 条 評価委員は、教育委員会が候補者を選考し委嘱する。

(任期)

第 4 条 評価委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度末日までとし、再委嘱することができる。

(解嘱)

第 5 条 教育委員会は、特別の事由があるときは、前条の期間中においても評価委員を解嘱することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日条例第 16 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

改正

平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号

平成 27 年 3 月 25 日教委規則第 2 号

えりも町教育行政評価委員設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、えりも町教育行政評価委員設置条例（平成 25 年えりも町条例第 11 号）第 6 条の規定に基づき、えりも町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第 2 条 えりも町教育行政評価委員（以下「評価委員」という。）は、教育行政運営、行政評価について優れた識見を有する者の中から委嘱する。

(所掌事務等)

第 3 条 評価委員は、教育委員会からの諮問に応じ、教育行政評価の内容について、必要な点検及び評価を行うものとする。

2 評価委員は、前項の規定に基づき教育行政評価の点検及び評価を行ったときは、教育委員会にその結果を答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により評価委員から答申を受けたときは、その結果を尊重し教育行政に反映させなければならない。

(会議)

第 4 条 評価委員の会議は、必要に応じて教育長が招集するものとする。

(庶務)

第 5 条 評価委員に関する庶務は教育委員会教育支援課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、評価委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

えりも町教育行政評価委員名簿

(任期:令和3年5月12日～令和4年3月31日)

氏 名	住 所	備 考
藤 井 祐 二	東 洋	社会教育関係者（青少年健全育成会）
神 林 邦仁子	近 浦	社会教育関係者（女性団体連絡協議会）
中 田 実千代	新 浜	学校教育関係者（校長会）